



判定	結果	申告先
確	所得税確定申告が必要です	川越税務署
市	市民税・県民税申告が必要です	坂戸市役所
不	申告は不要です	

【年金所得者に係る確定申告不要制度について】  
以下のいずれにも該当する場合は、所得税確定申告は必要ありません。

①公的年金等が源泉徴収の対象となる場合の収入金額が400万円以下  
②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※ 確定申告を行うことで、所得税の還付がある場合や、市民税・県民税申告を行うことで、市民税・県民税の金額が下がる場合があります。

※ その年の1月1日に坂戸市に住民登録がない場合、所轄の税務署又は1月1日に住民登録のあった市区町村に申告することになります。

※ 所得税の確定申告が必要となった方でも、源泉徴収された所得税の金額が計算した結果の所得税の金額よりも大きければ、確定申告の義務はありません。確定申告を行うことで、差額が還付されます。

※ 申告が不要、あるいは市民税・県民税申告が必要となった方でも、源泉徴収された所得税の金額が、計算した結果の所得税の金額よりも大きければ、確定申告を行うことで、差額が還付されます。

※ 給与収入がある方で、申告が不要となった方でも、勤務先が坂戸市に給与支払報告書を提出していない場合は、市民税・県民税申告が必要です。